

## 先哲叢談聚議：連載その二

雅俗の会

<https://doi.org/10.15017/4795146>

---

出版情報：雅俗. 2, pp.208-220, 1995-01-10. 雅俗の会  
バージョン：  
権利関係：



小字遐年」とする。

尺五父：幽齋 松永貞徳。歌人・俳諧師。承応二年没、享年八十三。幽齋への師事については、昌楽「行状」に「師細川玄旨受古今集之伝授」とある。また、貞徳の『戴恩記』上巻に「忝くも丸が若年より歌学を仕り奉りしは、九條禪定殿下・細川玄旨法印なり」とある。細川幽齋は武将・和学者・歌人。慶長十五年没、享年七十七。

尺五師：強識 昌琳・昌楽両「行状」に「自八歳読書精勤敦篤日夜不倦、出父之歌海入師之儒林、従事于妙寿院惺窩公」とあり、また「昌三伝」に「師事惺窩藤先生篤志于学、到諸子九流及五千之具典靡不検閲矣」とある。藤原惺窩は儒者。元和五年没、享年五十九。惺窩の祖父冷泉為豊は尺五の曾祖母の兄弟にあたる。惺窩の三十三回忌に当って尺五が賦した五言律詩一首が両『尺五先生全集』巻一に収められている。

年十八：講大学 「昌三伝」に「初十八歳謁豊臣右僕射秀頼講大学」とある。梵舜『舜日記』の慶長十五年十一月十一日の項に「伏見片桐市正殿、罷、寶幢坊息與三郎令同道、市正殿、禮申入候也」と、また慶長十九年六

月二十五日の項には「三條ノ昌三来、市正殿、書状依所望遣也、大坂之屋敷之義也」とある。寶幢坊は貞徳。與三郎は尺五の別称。片桐市正は片桐且元。小高敏郎氏はこれらの記事について、「秀頼に対する昌三の講義か何かで、梵舜が紹介の勞をとり、片桐且元と交渉」し、「大坂之屋敷」とは尺五が大坂へ講義に赴いた折の宿舎ではないかと推測している。(参)小高敏郎『松永貞徳の研究』

既而至：待之 「昌三伝」に「遊加州、大守以賓禮渥遇之矣」とあり、また両「行状」に「蒙賀能越三国大守恩顧、隔年至」とある。『尺五先生全集』所収の諸作品より、少くとも寛永四・八・十五・十七・十九・二十、慶安三、明暦二年の各年には尺五は加賀に赴いており、それ以外にも製作年次は不明ながら、加賀、或いは加賀への途次での作品が多数見られる。但し、「行状」に「列國之諸候以祿籟者多矣、先生従父命且懼定省之虚而不就任」とあるように、尺五は生涯仕官はせず、あくまでも賓客として諸国に招かれた。この時期の加賀藩主は第二代前田利常、第三代光高、第四代綱紀に当るが、正保二年に光高が没した際の弔詩五律四首の序で尺五は

「羽獵于高岡、漁蠟水見浦、予亦從之……使予讀孟子并性理字義、評訂公孫丑万章之徒難義答問、窺測程朱北溪之理學淵……間歲、回鸞旆迎予講演書傳」（兩『尺五先生全集』卷一）とその厚遇ぶりを述べている。

板倉侯…聽其說 「昌三伝」に「京尹板倉防州刺史數聽經傳及軍書等之講、特加優禮」とある。板倉周防守重宗、明暦二年没、享年七十一。元和六年から承応三年まで京都所司代に在職。

遂為地…是也 昌琳「行状」に「十四年丁丑先生歲四十五、京兆尹大理評事板倉氏周防守謂先生曰、二條東門外廊間有一閑地、此我父伊州大守之所營也、今將與子、請子遷居焉、先生往相攸地勢廣潤門葺臨堀川真可容于書生矣…先生移此宅、乃自號講習堂」とある（昌楽「行状」もほぼ同内容）。丁丑は寛永十四年。父伊州大守は板倉伊賀守勝重。講習堂は以後松永家の家塾として代々継承されていったが、天明八年の火災により家屋は消失、更に明治二十二年に廃校になっている。

木下順菴 儒者。元禄十一年没、享年七十八。尺五の門人。（伝）木下寅亮撰「木恭靖先生墓誌」、同人撰

「錦里先生小伝」（『錦里先生文集』）

作頌禱…二首 五言古詩は『錦里先生文集』（寛政二年刊）卷一、七言律詩は卷三に収録。但し五言古詩の序に「慶安紀元源京兆請一畝地於南内傍、使尺五松先生築講堂教授薦紳士」とあるように、これらの詩は實際は慶安元年の尺五堂落成を賀したもの。  
先生…流芳 〈本文異同〉なし。

講習堂經營始成石川文山有燕賀詩其小序曰慶安戊子之夏呂三敬授僕板延尉之從與廻有恩命於象魏之外物環堵之室結構已成適應招邊宴語談笑情盡歡幸得此地去天尺五可謂榮路之階吉祥之宅也由此視之尺五號蓋由賜北近禁省也

石川文山 漢詩人。寛文十二年没、享年九十。尺五は丈山の『覆醬集』に序を与えており、また『尺五先生全集』には文山との雅交に於いて生まれた詩が多数収められる。（伝）人見竹洞撰「東溪石先生年譜」野間三竹撰「聘君石六六山人墓詩銘」「聘君石六六山人行状」

(『新編覆醬集』年譜、附録卷三) (参) 小川武彦  
「石川丈山年譜稿」(『跡見学園女子大学紀要』十四、  
十七号)

燕賀詩 『覆醬集』(寛文十一年刊) 下卷、『新編覆  
醬集』(延宝四年刊) 卷三。七言古詩。この詩も尺五堂  
新築の際のもの。

慶安…宅也 <本文異同> 従史一縦史。

尺五能成就人村木下順菴宇都宮遯菴皆出其門。尺  
五之没也順菴作哭詩五十韻及慰苦魂近體二首。  
而順菴之門亦有多士元寶之際濟濟乎出膺熙呂  
者不可指數此實淵源於尺五云丁其三十三年忌  
辰遯菴有詩云先生學術建元勳往昔門人聚若雲  
三十年來追遠日獨披荒草問孤墳又過講習堂七  
律有講堂如見先師面裁對遺書感舊恩自安東省  
菴亦初學於尺五有賦云擇師遊于尺五門勉學謝  
雜賓。

宇都宮遯庵 儒者。宝永六年没、享年七十七。

順庵作…二首 『錦里先生文集』卷二、五言排律「奉

哭尺五先生五十韻」、同卷七言近体「奉慰尺五先生苦塊」。  
而順菴…不可指數 『錦里先生文集』序(天明七年柴  
野栗山撰、一部は『先哲叢談』の木下順庵の項に引用)  
に「盛矣錦里先生門之得人也」とある。元寶之際は元祿  
から宝永にかけてを指す。

丁其…有詩 『遯庵詩集』(正徳三年刊) 卷二「己巳  
六月二日先師松先生三十三年之諱日也独過墳墓有感賦」。

先生学…孤墳 <本文異同> なし。

過講習堂七律 『遯庵詩集』卷六。

講堂…舊恩 <本文異同> なし。

安東省菴 儒者。元祿十四年没、享年八十。本号「安

東省菴」の条参照。

亦初学於尺五 尺五の七律「送省庵」(承応三年正月

作、昌琳編『尺五先生全集』卷二)の序に「安東氏省庵

秀才紫陽人也、頃歲僦屋於輦轂下、敲磻子吾墻庭、五載

于茲」とあるように、尺五への入門は慶安二年、二十八

歳の時。

有賦 『省庵先生遺集』(享保六年序) 卷一「除夜賦」

擇師…雜賓 <本文異同> なし。

日本詩史。常山樓筆餘等載。尺五以布衣奉。正保天子勅。召講春秋。奈未以為然。果然則門人遷菴撰本傳。順菴哭詩五十韻。願盡其平生。而泚此一大美事。乎。恐出於傳聞。不可信。

日本詩史 江村北海著。明和八年刊。五卷三冊。

常山樓筆餘 湯淺常山著。天明五年刊。三卷三冊。

尺五：講春秋 『日本詩史』卷三「承保中勅以布衣召

講春秋經」。『常山樓筆餘』卷三「天子召して春秋を講しさせたまふ、布衣の土にかゝる寵遇は類罕なる事にそ。

「昌三伝」及び「行状」に同内容の記事は見られないが、昌琳「行状」に「三年庚寅奉詔撰草書抄水仙花詩註等、

京兆尹周防守薦之欲授儒官、先生安天爵而不肯也、以布衣交貴位高官之人、以家事不自累」（昌樂「行状」もほ

ぼ同内容）とあるのに関連するか。庚寅は慶安三年。なお、正保天子は第百十代後光明天皇（在位寛永二十年〜

承応三年）。その御製詩集『鳳啼集』所収の「日本二十四孝贊傳」（滝川昌樂）に「（尺五堂に）松永昌三ヲ居

ラシメ王子皇孫官家武辯ノ輩ヲ學文ノ爲ニ四書五經百家

ノ書ヲ誦讀セシム」とある。

遷菴撰本傳 「昌三伝」を指す。

古今人物史。昌三傳曰。六十六歲卒于洛之家塾。于時明曆乙未也。人物史。逸作者名姓。然相傳為遷菴撰。而又遷菴詩集曰。己巳六月二日先師松永先生三十二年之諱日也。己巳元祿二年也。前三十二年為明曆丁酉。不知孰其實也。

六十六：乙未也 へ本文異同 歳一歳而也一也矣。

人物史：遷菴撰 『日本古今人物史』序（寛文八年山科長安撰）に「頃有人物史幾卷刻梓、不知何人之撰也」とある。遷菴と『日本古今人物史』について、『文会雜

記』（湯淺常山 天明二年序）卷三下に「平安ノ儒者字都宮由的日本人物志ヲ著シテ其中ニ中川瀬兵衛清秀ヲ

切支丹オチノ人ナリト書タリ。ヨツテ中川氏ノ有司官ヘコトハリテ板行ヲ絶シ由的ハ別條ナシ。」とある。

己巳：諱日也 へ本文異同 己巳一己巳 松永先生一

松先生。前出の卷二の七言律詩の序の一部。

不知孰其實也。明曆乙未は元年、丁酉は三年。「行状」は尺五没を明曆三年六月二日のこととし、また、京都本國寺の尺五の基の裏面にも「明曆三丁酉年六月二日」と刻す（『京都名家墳墓録』）。

（関澤智子）

### 安東省菴（卷之三）

安東守約。字魯慈。初名守正。號省菴。筑後人。仕柳河侯。

安東守約：柳河侯。安東守禮撰「省菴先生行状」（『史氏備考』初集五、以下「行状」と略す）に「先生諱守約。字魯慈。省菴其號。別號耻齋。姓安東氏。父名親清。號了均。母小野氏。世柳川人。有男二人。先生其二子。元和八年壬戌正月十八日生焉」とある。初名守正については「行状」も「安東省菴先生之墓表」（『史氏備考』初集五、以下「墓表」と略す）も触れる所がない。『熙朝儒

林姓名録」（明和六年刊）に「初名守正、後改守約」、「諸家人物誌」（寛政四年刊）に「初メノ名ハ守正後ニ守約ト更ム省菴ハ号ナリ」とあり、あるいはこれらの記述に従ったものか。なお柳川古文書館蔵安東家系譜の省菴条にも「守正」の名は見えない。ただし、同館蔵安東家史料の『三十五代記』（写本）には「守正」の名が見える。

明曆乙未。朱舜水來長崎。時人未及知其學。唯省菴往師焉。時舜水貧甚。乃刺祿之半。贈之。至今稱爲一大高誼。其詳見舜水與孫男毓仁書中。曰。日本禁留唐人。已四十年。先年南京七船同住長崎。十九富商連名具呈。懇留累次。俱不準。我故無意於此。乃安東省菴。苦苦懇留。轉展央人。故留駐在此。是特爲我一人開此。屬禁也。既留之後。乃分半俸。供給我。省菴薄俸二百石。實米八十石。去其半。止四十石矣。每年兩次到崎。省我一次。費銀五十兩。二次共一百兩。首荷先生之休盡於此矣。又土儀時物。絡繹差人送來。其自奉。故衣。糲飯。菜羹而已。或時豐腴。則魚鱸數枚耳。家

止一唐鐫。經時無物烹調。塵封鐵鏽。其宗親朋友咸  
 共非笑之。諫沮之。省菴恬然不顧。惟日夜讀書樂道  
 已爾。我今來此十五年。稍稍寄物表意。前後皆不受。  
 過於矯激。我甚不樂。然不能改也。此等中原亦自  
 少有。汝不知名義。亦當銳心。刻骨也。世也不忘也。奈此  
 間法度嚴。不能出境來候。無可如何。若能作書。懇懇  
 相謝。甚好。又恐汝不能也。

明曆乙未…師焉 乙未は明曆元年。省菴が舜水に師事  
 したのは万治二年で、明曆元年に舜水は来朝していない。  
 この年、省菴は上京して伏原公にまみえ、また保科侯に  
 も会している（「行状」）。念斎が明曆元年とした根拠は  
 未詳。

與孫男毓仁書 『舜水先生文集』（正徳五年刊）卷一  
 所収。

日本禁留…汝不能也 〈本文異同〉二百石—貳百石

朱毓仁 朱舜水の孫。「名毓仁天生其字也延宝六年戊  
 午来長崎探知相公消息数年後又来時相公已没」（「行状」  
 割注）。

省菴初年學松永尺五。尺五没之後五年。見舜水託業  
 於是學益富行益脩。伊藤東涯稱爲關西巨儒。彼邦  
 張爰文至長崎。寄書及詩。以褒賞。詩中云。曾過豫名  
 到若耶。是海外亦有聞也。

省菴…松永尺五 「慶安二年。先生年二十八。慨然奮  
 起。初遊學於京師。師事尺五先生。  
氏松永名昌三。號尺五堂。又彌講習堂。  
 （「行状」）。

松永尺五 儒者。松永貞徳の子。藤原惺窩門。本号  
 「松永尺五」の条参照。

尺五没…見舜水託業 尺五の没したのは明曆三年六月  
 二日。万治二年はその二年後ゆえ「五年」とはならない。  
 「行状」の慶安二年の項（前引）に続けて、「承応三年。  
 省父帰郷。月餘往長崎。与戴曼公相唱酬」とあり、慶安  
 二年の五年後が承応三年に当るので、混乱をきたしたも  
 のか。

伊藤東涯…巨儒 『紹述先生文集』卷十五「題貝原翁  
 及妻某氏字帖」に「前時海之西有一巨儒曰省菴先生」と  
 あるに拠るか（源了圓・前田勉訳注『先哲叢談』へ平凡

社刊「東洋文庫」)。 「墓表」には「識者以為関西一人」とある。

伊藤東涯 儒者。伊藤仁斎の子。元文元年七月十七日没、六十七歳。

張斐文：到若耶

「西土張非文。

張氏名斐字非文号聞客星又号霞池

聞

先生名。不憚風濤之險。附賈舶而來長崎一詩寫寄先生。

詩中有曾遞聲名到若耶之句。從此書東往復。載在霞池省

菴手簡（「行狀」）、「中原張斐文聞聲名。來長崎寄書及

詩。詩中有曾遞聲名到若耶之語」（「墓表」）。『霞池省菴

手簡』（享保五年後叙）所引「張先生第一書」に「飛白

詩」として詩の全文を掲げる。「海外誰知有奇士」

平生不減魯朱家 東風亦解傳人善 遞聲

名一到若耶

省菴年過四十未娶舜水贈書以為虧孝道四十三始

置妾妾居者五年而出妾恣其離別涕泣殆絕省菴

乃賡韓文公別鶴操韻作慈鴉操詩云雄鴉不營巢

雌鴉將安歸離死又有雜教不當乖離母子道之大

其餘事之微此別何足安且有又哺傍母飛妻生二

男子長早天故有此作

省菴年過四十：虧孝道 「賢契年過四十一。未有

室使踰七之老父。日夕目此為憂。非所目為

孝也。孝道一虧。百事皆為「枝葉」。（『舜水先生文集』卷十二「與安東守約十一首」の十）に拠る。

四十三：涕泣殆絶 「予牢落多年、年四十三始得二

妾、五年出之、非有三大故、不得已也、彼産二

子、嫡子萬歳三歳而夭、弟亀二郎方二歳、乳於彼、

彼不<sub>レ</sub>忍<sub>二</sub>棄去<sub>一</sub>、吞<sub>レ</sub>声惻惻曰、去年死<sub>二</sub>別於萬歳<sub>一</sub>、今年

生<sub>二</sub>別於亀兒<sub>一</sub>、人間豈有<sub>二</sub>此悲<sub>一</sub>乎、泣血數日不<sub>レ</sub>食不<sub>レ</sub>

寢、形容羸瘦氣將<sub>レ</sub>絶矣」（『省菴先生遺集』卷八「慈鴉

操并序」）に拠る。

韓文公別鶴操 韓愈の『韓昌黎集』卷一所収。

慈鴉操詩 『省菴先生遺集』卷八所収。

雄鴉不營巢：傍母飛 〈本文異同〉なし。

妾生二男子：有此作 前引の「慈鴉操并序」に拠る。

本集載扇銘序云。一日訪石松翁翁出扇示予謂曰昔

在有馬之役所與子更扇生公者也子記之乎因憶

彼時予年十六在東武患小瘡腫痛甚矣淹在林檎

彼時予年十六在東武患小瘡腫痛甚矣淹在林檎

強、病、乘馬、自東武從君行。倍道兼行既至、有馬瘡痛不可堪、膿血潰爛、手足不得屈伸。二十日夜、家父兄加先陣、在竹楯下。去君營可三十餘里。家父歎遣使戒子曰：今夜將攻賊、汝既微且憊、又苦踉蹌、手不得執、刀足不得行、路強從君行、則跬步而倒、人不言其病、而笑其怯、矣。我非愛而死、愛而名也。又情執文安東內藏助、堅制止子著甲冑、扶兩奴、至君營、招當事池邊氏、出子足示之。曰：予本在麾下之列、然瘡痛如此、不得從君行。將乘馬赴先陣、勿以爲常軍法也。既而至竹楯下、家父喜曰：所以止汝者、慮其不來也。今能來、其志在必死、緣底至此。夜將參半、與衆同進、果而覆倒。蹈甲冑行者不知數、兩奴扶起而進。烏銃而集、左右死多。血濺予之左脰、黎明與衆同退。過麾下、小原氏橫弓、在君傍。見左脰未脫、以爲戰而被剗。謂曰：丈夫哉、子雖無爲而幼而強、病如先陣之數。亦鄉人之所共知也。明年二月二十八日、城將拔、主公麾兵直登銃臺如電、死傷甚多。熱不可堪。翁以此痛、翁主公渴甚。十時攝津摩、插于奉之、搗猶不止。翁校扇於下、下而取飲、遂與諸軍屠其巢穴、無遺類矣。

屈指二十二年于今、而扇如新。翁之愛君、可知焉。古人有功不伐、況予之無功哉。然翁之求不可辭、遂爲之銘。銘曰：柄在掌握、動而樹功。從君於難、誣輔成風。望省菴以文事、表見于一世。今讀此編、則其少年勇壯、豈非毅然大丈夫哉。即使省菴生于戎馬之際、則其所爲亦迥出羣矣。古云有文事者必有武備、省菴有焉。

扇銘序 『省菴先生遺集』卷二「扇銘并序」。

一日訪：輔威風 〈本文異同〉熱不可堪—火發熱不可堪。渴甚—主公渴甚。

石松翁 省菴の父弥三右衛門親清・兄喜介親政と同じ立花壹岐守組に「石松安兵衛」の名が見える（柳川古文書館蔵立花家文書「有馬原御陣着到并覽書」）。なお大組頭の十時撰津他の人名や日付も、立花家文書中の島原出陣関係文書で裏付けがとれる。

有文事者必有武備 『史記』孔子世家に「臣聞、有文事者必有武備、有武事者必有文備」とある。

省恭高義也絶無其學亦世所不多有也而性謙讓告  
 男守直遺訓曰我無才無德汝與諸生勿擬年譜行  
 狀行實碑銘墓銘及文集序等

告男守直遺訓 『省菴先生遺集』卷七「元禄戊寅告」

守直「文遺訓」。守直は安東伺庵。省菴の子。柳川藩儒。

元禄十五年、三十六歳没。

我無才…序等 〈本文異同〉なし。

(久保田啓一)

五井持軒 (卷之四)

本条では、主として①五井蘭州撰『鶏助篇』所収「持軒先生行状」(懷徳堂文庫所蔵)、②伊藤長胤撰「持軒先生五井君墓碑銘」(『史氏備考』卷六、「事实文編」卷二十七、「紹述先生文集」卷十三)、③梁田蛻巖撰「持軒先生伝」(『史氏備考』卷六、「事实文編」卷二十七、「蛻巖集後編」卷六)を注釈として用いる。①を「行状」、

②を「墓碑銘」、③を「伝」と略称し、②③については静嘉堂文庫所蔵『史氏備考』の本文による。

五井守任、字加助、號持軒、大坂人。

五井…大坂人 「行状」に「光君子、諱守任、称加助、小字藤松、自号持軒、津国大阪人」、「墓碑銘」に「先生諱守任。字加助」、「伝」には「先生諱守任。称加助」とある。

持軒其先家大和五井戸。因氏五井世稱井戸者同。出于此共一族云持軒本醫者也嘗誤方劑致人不起慨然改撤爲儒則學篤行修特有古風本多侯厚禮辟之以開講說大喜其誠實一時名彦伊藤仁齋東涯仲那陽齋貝原益軒聖軒三輪執齋等咸以文字爲交驩初宗宋儒晚有所見不拘守如其論性傳以氣質爲說云

持軒…一族 「行状」に「系出左大臣藤原魚名公、公

十世孫為民部大輔守貞、其弟曰守康、先君子其後也、先世食和州五井戸中谷辰巳三邑、奉多武嶺祠事、会乱兵侵之、禦而不克、乃失其職、遂奔南都、因家焉、乃以五井為氏、其別仕江都者、井戸其姓云。「墓碑銘」に「其先出于左大臣魚名公。公之孫十世。諱守貞、任民部大輔。其弟曰守康、康之裔、家和州五井戸郷、遂氏焉」とあり。「伝」をも総合すると、持軒の祖は代々大和の五井戸・中谷・辰巳の三邑を食む多武峰の社家であったが、永祿年中、松永氏の乱を避けて大和に移り、以後五井戸に住んだため五井を称したという。五井戸は現奈良県北葛城郡香芝町大字五位堂。

醫者：為儒 「行状」に「学醫方于向井元升」。また「初為医称重節、治一病婦、藥方不適乃歎曰、本欲活人、今将害之、辜無所贖、遂為儒」と見える。「墓碑銘」では「初学医方於向井元升、中島長安二子。療一婦人、方劑不違、乃歎曰。将以活人、反致人死、遂改業為儒」とする。「伝」にはこの記事なし。本文は「墓碑銘」に近い。

本多侯 大和郡山藩主能登守本多忠常。宝永六年没、

享年四十九歳。『近世叢語』卷一の持軒条には忠常と明記される。下野宇都宮より入封、元禄八年から宝永六年まで在位した。持軒との関係については未詳。「行状」では「郡山本多侯、亦以是歎賞焉、(中略) 門人吉田理平、以文学任于郡山本多侯、每称君之学行、乃修聘使理平来迎、侍以客礼」という。「墓碑銘」には「本多能州侯、時鎮和州郡山、聞其名行聘致之、觀其風貌古朴、歎曰、難波之士、風尚奢侈、勉之四十年、不改其初、豈常人乎、乃請講論語、詞吐朗暢弁論明備、侯大悦眼」、「伝」には「門人吉田知行、為本多能登侯講官、侯好学、聞先生名、因知行招之、一見乃嘆服、侍以師賓、不肯、其不為声利見累如此」とある。

伊藤仁斎 儒者。宝永二年没、享年七十九歳。

伊藤東涯 儒者。元文元年没、享年六十七歳。

仲邨惕斎 徳島藩儒者。貝原益軒門。元禄十五年没、享年七十九歳。

貝原益軒 儒者。正徳四年没、享年八十五歳。

恥軒 貝原好古。益軒の養子。元禄十三年没、享年三十七歳。

三輪執齋 儒者。延享元年没、享年七十六歳。後出。儒者たちとの交友について、「行状」には「負笈之京師、游伊藤仁齋中村惕齋二先生之門、與貝原玄湛、益軒、松下見林諸先生友善」、「墓碑銘」には「其所尊信者、仲村惕齋先生、而先子又與焉、貝原二先生、及松下栗栖八尾等諸老、皆其所友善者也」とある。

初宗宋儒：以氣質為説云 学風の変化については、「行状」に、「初専従朱学、晚不悉従」、「墓碑銘」に、「初宗朱子之学、極其尊信、晚年稍有従違、論性専就氣質為説」。

持軒成童入京居十餘年歸大坂教授此地文學之典以持軒為首南郭復蘭洲書曰在昔尊翁先生唱道浪華海内景仰久矣又學下河邊長茂善國風東涯撰墓碑盛稱其學術行義曰壯時家道饒阜為親養所掩而不問及晚遂致窮迫乃曰若無又相恤則死耳成泊自守晏如也簡牘往來常檢取紙用其空白以暴珍天物為戒天資坦率不修邊幅不飾辭說平生不曾言人之惡或與人語言或不當亦不斥之但

曰某所不解聞鄙俚之言多所不解苟及問學誘惑至不解不已曾謂人曰某胸中未嘗蓄一惡念又曰人不能為惡者也有一書生達曰吾輩不能然先生正色曰不意君之為人乃爾惡若可作試為之家傳日本紀學治之尤精不雜迂怪不經之說又嘗和歌不務瑣錄敏而有理又梁田坑巖作傳曰先生常謂人得能通四子可以識宇宙第一理乃行而躬焉則天下之能事畢矣以故說書循環學庸語孟木嘗及代此方坊間諸貴命其業曰某屋如所謂茶屋酒屋之類攝入戲目先生謂四書屋加助云

持軒成童：教授 「成童」は十五歳。「行状」には「為童志於学、負笈之京師」のち一時備前に遊び「復反京師、留学凡十數年、寛文十年業成、帰大阪、年三十矣」とあつて大坂に帰つたのが寛文十年の三十歳の時であつたと知られる。「墓碑銘」には「建成童、遊学在都、(中略)在京十余年、帰大坂、時府下人士、講学者罕、先生訓誘多年、人知郷義」と。「伝」には「既入洛、與當時諸名儒、研窮程朱之学、退而講大坂、数十年負笈者

不絶」という。

南郭…書 『南郭先生文集二篇』卷十「報五井生書」。

南郭は服部南郭。儒者。宝曆九年没、七十七歳。

在昔…久矣 〈本文異同〉なし。

下河辺…国風 「行状」に「受和歌長龍氏、題詠数百

首、不苦心彫刻、得趣即為、敏捷如響。「伝」に、

「先生幼同禅休居、習読写、稍長志於和歌。受業下河部

長流、万葉古今等要義」という。下河辺長流は貞享三年

没、享年六十歳（六十二、六十三歳説も）。木下長嘯子

門の歌人。慶安三、四年のころ一時大坂に住んでおり、

持軒の入門はこのころか。持軒十歳から十一歳のころ、

なお持軒の和歌として『持軒先生和歌遺稿』が伝わる。

東涯…行義 「墓碑銘」

壮時…有理 〈本文異同〉なし。「日本紀の学」につ

いては、持軒著作として『校註日本紀』の書名が伝わっ

ている（『国学者伝記集成』）。

梁田…曰 「伝」。梁田蛻巖は儒者。宝曆七年没。八

十六歳。

年八十。三輪執齋作後歌賀之。曰。昉暉速乙的。但苦孤  
 續。屋弥弥。捺昉。諱失。殺殺。祿訥。訥。栗木。費吉。奴都  
 繼乙木。此陳其德。與壽無疆。人仰之。如日也。碑曰。享  
 保六年辛丑。閏七月十八日。終于家。享年八十一。傳  
 曰。享保中。享年八十。卒於大坂。僑居。

年八十…曰 持軒八十歳は享保五年。

昉暉速乙的…乙木 『執齋先生詠草』（高瀬武次郎編

『執齋和歌集』△『執齋全書』第十二卷）昭和二年）享保

五年の項に見える。「浪華の五井守任加助 先生八十の賀

にをくる／日にそひて高くそ仰く学ひえしころの徳も

つきぬよはひも」

碑曰…八十一 「墓碑銘」〈本文異同〉なし。

伝曰…八十 「伝」〈本文異同〉なし。なお「行状」

には「享保六年辛丑閏七月十八日也」「享年八十一」と

あり。「行状」「墓碑銘」に従えば、持軒は寛永十八年

二月二十二日生、享保六年閏七月十八日没、享年八十一

歳ということになる。